

長期契約割引 [付帯契約型]  
(選択約款)

— 群馬地区 —

平成 28 年 10 月 14 日実施

東京瓦斯株式会社

平成28年7月15日 届出

# 目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 付帯契約の締結および契約期間	2
6. 料金	4
7. 付帯契約の変更または解約	4
8. 付帯契約の解約に伴う付帯契約中途解約精算額	5
9. 名義の変更	6
10. その他	6
付則	7
別表	9



## 1. 目的

この選択約款は、お客さまの長期間にわたるガスの引取を保証していただくことによって、収支の安定化、費用の削減を図り、当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を経済産業大臣に届出の上、変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものといたします。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款(群馬地区)(以下「一般ガス供給約款」といいます。)を変更した場合には、この選択約款を変更することがあります。

## 3. 用語の定義

この選択約款およびこの選択約款にもとづくガス需給契約に付帯して締結する契約(以下「ガス需給契約に付帯して締結する契約」を「付帯契約」といいます。)において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この選択約款にもとづく付帯契約の対象となるガス需給契約(以下「ガス需給契約」および一般ガス供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。)をいいます。
- (2) 「契約年間最低使用量」とは、この選択約款にもとづく付帯契約で定める1年間の最低の使用予定量をいいます。

- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントといたします。
- (5) その他の用語については、主契約に定める用語の定義のとおりといたします。

#### 4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 主契約として空調用A契約、または業務用多用途型ガスパッケージ契約にもとづく契約を締結すること。
- (2) 原則として3年間以上継続して、主契約にもとづきガスを使用する需要であること。
- (3) 原則として3年以上の期間にわたって、この選択約款にもとづく付帯契約を締結すること。
- (4) この選択約款にもとづく付帯契約に定める契約年間最低使用量以上の契約年間使用量にて、主契約に定める契約を締結すること。

#### 5. 付帯契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款にもとづく付帯契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議の上、当社と付帯契約を締結していただきます。

- (2) この選択約款にもとづく付帯契約の締結は、原則として主契約の締結と同時にを行うものいたします。
- (3) 契約期間は原則として3年間以上の1年間単位の期間といたします。
- (4) 契約年間最低使用量はこの選択約款にもとづく付帯契約の締結と同時に締結される主契約に定める契約年間使用量と同一といたします。
- (5) 当社は、この選択約款または他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (6) 複数の主契約についてこの選択約款の適用を行う場合は、個々の主契約ごとにこの選択約款にもとづく付帯契約を締結するものとし、複数の主契約に対して一括してこの選択約款にもとづく付帯契約の締結は行わないものいたします。
- (7) 当社は、お客さまが当社と他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 料金

当社は、各料金算定期間の料金を、主契約にもとづき算定した基本料金と従量料金の合計額から、(1)または(2)の規定にもとづき算定した金額(以下「長期契約割引額」といいます。)を差し引いて算定いたします。

### (1) 主契約が業務用多用途型ガスパッケージ契約の場合

① 長期契約割引額は、主契約にもとづき算定した各料金算定期間の実績使用量に別表第1の料金表に定める長期契約割引単価を乗じて算定いたします。

② 長期契約割引額は小数点以下の端数処理は行わないものといたします。

### (2) 主契約が空調用A契約の場合

① 長期契約割引額は、主契約にもとづく機器定格流量に別表第2の料金表に定める長期契約割引単価を乗じて算定いたします。

② 長期契約割引額は小数点以下の端数処理は行わないものといたします。

(3) 当社は、割引額算定にあたって、消費税等相当額を次の算式により算定いたします。

(算式)

割引額に含まれる消費税等相当額

$$= (1) \text{または} (2) \text{によって算定される割引額} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率}) (1 \text{円未満の端数切り捨て})$$

## 7. 付帯契約の変更または解約

(1) お客様がこの選択約款にもとづく付帯契約を解約される場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。な



おこの場合、解約期日を含む料金算定期間の料金については、この選択約款にもとづく付帯契約による割引は行いません。

- (2) この選択約款にもとづく付帯契約は、お客さまが当社に通知された解約期日に解約されます。
- (3) 主契約が解約される場合、または契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、双方協議してこの選択約款にもとづく付帯契約を解約することができるものといたします。
- (4) 2(2)もしくは2(3)の規定によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款にもとづく付帯契約を変更または解約することができるものといたします。
- (5) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく付帯契約を解約することができるものといたします。
- (6) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社はこの選択約款にもとづく付帯契約を解約することができるものといたします。

## 8. 付帯契約の解約に伴う付帯契約中途解約精算額

当社は、付帯契約の解約が①または②の場合を除き、解約期日までの契約期間中の長期契約割引額の総額に1.05を乗じた金額を付帯契約中途解約精算額として算定し、これを解約の日が属する月に申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

- ① 7(3)または7(4)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合

② 7(5)の規定による解約の場合

## 9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款にもとづく付帯契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該付帯契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

## 10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

## 付則

### 1. 実施の期日

この選択約款(以下「本選択約款」といいます。)は平成28年10月14日から実施いたします。

### 2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

(1) 当社は、平成28年10月13日まで長期契約割引[付帯契約型](選択約款)－群馬地区－(以下、「旧選択約款」といいます。)の適用があり、平成28年10月14日以降本選択約款が適用されるお客さまについては、平成28年10月14日が含まれる料金算定期間の料金は、本選択約款6の規定にかかわらず次の算式により算定いたします。

※主契約が業務用多用途型ガスパッケージ契約の場合

(算式)

長期契約割引額

＝①旧選択約款適用期間の割引額＋②本選択約款適用期間の割引額

①旧選択約款適用期間の割引額

＝旧選択約款の長期契約割引単価× $V_1$

②本選択約款適用期間の割引額

＝本選択約款の長期契約割引単価× $V_2$

※主契約が空調用A契約の場合

(算式)

長期契約割引額

＝③旧選択約款適用期間の割引額＋④本選択約款適用期間の割引額

③旧選択約款適用期間の割引額(小数点第3位以下の端数切り上げ)  
= 旧選択約款の長期契約割引単価×主契約における旧選択約款適用期間の機器定格流量× $D_1/D$

④本選択約款適用期間の割引額(小数点第3位以下の端数切り上げ)  
= 本選択約款の長期契約割引単価×主契約における本選択約款適用期間の機器定格流量× $D_2/D$

(備 考)

$D$  = 上記料金算定期間の日数

$D_1$  =  $D$ のうち旧選択約款適用期間の日数

= 料金算定期間の初日から起算して平成28年10月13日までの日数

$D_2$  =  $D$ のうち本選択約款適用期間の日数

= 平成28年10月14日から起算して料金算定期間末日までの日数

$V$  = 上記料金算定期間の主契約における使用量

$V_1$  =  $V$ のうち旧選択約款適用期間の主契約における使用量

=  $V - V_2$

$V_2$  =  $V$ のうち本選択約款適用期間の主契約における使用量(小数点第1位以下の端数切り捨て)

$$= V \times \frac{43.14 \times D_2}{45 \times D_1 + 43.14 \times D_2}$$

(別表第1)

## 料金表

主契約が業務用多用途型ガスパッケージ契約の場合

長期契約割引単価

使用量1立方メートルにつき	0.52円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------	--------------------------

(別表第2)

## 料金表

主契約が空調用A契約の場合

長期契約割引単価

機器定格流量1立方メートルにつき	63.10円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	---------------------------

# MEMO

# MEMO